

球磨川流域タイムライン検討会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、球磨川流域の自治体および防災関係機関において水害に備えた流域全体の事前防災行動計画を検討することを目的として設置する球磨川流域タイムライン検討会（以下「流域TL検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 検討会は次の各号の事項について所掌する。

1. 水害に備えた流域（緊急対応）タイムライン（事前防災行動計画）の検討
2. その他必要な事項

（組織構成）

第3条 検討会の組織構成は以下のとおりとする。

1. 流域TL検討会に座長を置く。
2. 座長は、会務を総括し、流域TL検討会を代表する。
3. 流域TL検討会にアドバイザーを置くことができる。
4. 必要に応じて流域TL検討会内にワーキング・グループを設置することができる。

（構成員）

第4条 流域TL検討会の構成員は別紙のとおりとする。

（会議の招集）

第5条 流域TL検討会は、座長の召集により検討会を開催する。

2. 流域TL検討会は、必要に応じてメンバー以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議及び会議資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

（検討会の任期）

第7条 任期は、流域TL検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 流域T L検討会の事務局は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所調査課に置く。

2. 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

第10条 この要綱は令和3年 月 日から施行する。

球磨川流域タイムライン検討会 構成員（案）

【座長】

【アドバイザー】

【参加機関】

八代市

人吉市

芦北町

錦町

あさぎり町

多良木町

湯前町

水上村

相良村

五木村

山江村

球磨村

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

熊本地方気象台

熊本県 河川課

熊本県 県南広域本部

熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局

熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局

【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課